

会 則

(名称)

第1条 この会は、おかやまバイオアクティブ研究会(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この研究会は、生理活性およびそれに関連する物質(以下、「生理活性」という。)に関する研鑽や情報交換及び人的交流などを行い、食品・医薬品関連技術及び産業の発展に寄与する。

(事業)

第3条 この研究会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生理活性に関するセミナー及びシンポジウム等の開催
 - (2) 生理活性に関する共同研究の推進
 - (3) 会員に対する生理活性に関する技術・開発に係わる相談の実施
 - (4) 会員相互の交流、情報交換
 - (5) その他会報の発行等前条の目的を達成するために必要な事項
- なお、上記(3)において、相談実施の過程で、知り得た事柄については守秘義務を負うものとする。

(会員)

第4条 この研究会は、生理活性の研究に携わっている人ならびに生理活性に関心を持つ人で、会費を納入した次の会員により構成する。但し、名誉会員は役員会で選出し、会費を免除する。自治体会員については、役員会で審議し、会費を免除することができる。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員
- (3) 学生会員
- (4) 自治体会員
- (5) 名誉会員

(会員の責務)

第5条 会員は、この研究会の一員として、その目的達成のために積極的に努めなければならない。

(入会)

第6条 この研究会へ入会するためには、役員の紹介を必要とする。

(役員)

第7条 この研究会に役員として、会長1名、副会長4名以内、幹事必要数と監査2名を置く。

- (2) 役員の選出は、会員総会で行う。なお、役員は会員の中から選出するものとする。
- (3) 会長は、研究会を代表し、役員会その他会務を総括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、代行する。
- (5) 幹事は、研究会の事業を実施する。
- (6) 監査は、会計を監査する。
- (7) 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

第8条 会長、副会長および幹事、監査により、役員会を構成する。

- (2) 役員会は、この研究会の会務の執行を決定する。
- (3) 会長は、この役員会に、必要に応じて委員会を設けることができる。
なお、参画する委員は、会長の判断により役員以外からも選出することができる。

(会員総会)

第9条 年1回以上、必要に応じて会員総会を開催する。

- (2) 会員総会は、会長が招集する。
- (3) 会員総会は、会長が議長となり、次の事項を議決する。
 - 1) 事業計画および予算

- 2) 事業報告および決算
- 3) 会費の徴収など
- 4) その他役員会で必要と認められた事項
- (4) 会員総会は、会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数により決する。
ただし、委任状の提出による出席および議決は妨げない。

(分科会)

第10条 会長は、この研究会に、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会計)

第11条 この研究会の会計は事務局が適正かつ正確に行うものとする。

- (1) 経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- (2) 事業年度ごとに監査を行う。

(会費)

第12条 この研究会の年会費は、次のとおりである。

- (1) 法人会員 20,000円
- (2) 個人会員 4,000円
- (3) 学生会員 1,000円
- (4) 自治体会員 20,000円
- (5) 名誉会員 無料
- (6) 年度途中の入会者は、次のとおりとする
 - ①当年度の総会日までに入会した場合
当年度の年会費は支払うものとする。
 - ②当年度の総会日を超えた日に入会した場合
当年度の年会費は免除とする。

(寄付金など)

第13条 寄付金などの申出があった場合は、会長が会の主旨に照らして判断する。

(事業年度)

第14条 この研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 この研究会の事務局は、公益財団法人岡山県産業振興財団に置く。

(会則の変更)

第16条 この会則の変更には、会員総会の議決を要する。

- 付則 1 この会則は平成9年5月27日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は第7条9の規定にかかわらず、平成9年5月27日から平成11年5月26日までとする。
- 3 設立当初の事業年度は第13条の規定にかかわらず、平成9年5月27日から平成10年3月31日までとする。
- 付則 この会則は平成13年6月19日から施行する。
- 付則 この会則は平成17年7月25日から施行する。
- 付則 この会則は平成19年5月25日から施行する。
- 付則 この会則は平成20年10月31日から施行する。(第3条)
- 付則 この会則は平成21年4月1日から施行する。(第4条の3項・第12条の3項)
- 付則 この会則は平成24年6月8日から施行する。
(第4条・第7条の1項、5項・第8条の2項、3項・第10条・第11条の1項、2項、3項・第12条・第14条)
- 付則 この会則は平成28年6月17日から施行する。
(第8条の3項、第13条、第14条、第15条、第16条)
- 付則 この会則は令和6年6月6日から施行する。(第12条6項)